

有効期間満了日 平成35年3月31日

熊生企第851号

平成29年 9月13日

自殺総合対策大綱の見直しについて（通達）

自殺対策の指針となる自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）については、「自殺総合対策大綱の見直しについて（通達）」（平成24年10月3日付け熊生企第1196号）に基づき推進しているところであるが、自殺総合対策大綱が策定後5年を経過したことから見直しが行われ、平成29年7月25日、新たな別添の自殺総合対策大綱（以下「本大綱」という。）が閣議決定された。

各所属にあっては、本大綱に盛り込まれた警察活動に関連する施策について、職員へ周知徹底の上、自殺防止対策に取り組むこととされたい。

なお、本通達の施行に伴い前記通達は廃止する。

※ 別添「自殺総合対策大綱」については、厚生労働省ホームページをご覧ください。